

岡山市新庁舎周辺施設整備事業

建設工事請負契約書（案）

令和7年10月

岡山市

岡山市新庁舎周辺施設整備事業 建設工事請負仮契約書

下記の事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者と受注者は、次の条項及び岡山市新庁舎周辺施設整備事業 建設工事請負契約約款（以下「本約款」という。）によって、公平な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者は、別添の特定建設工事共同企業体協定書（以下「協定書」という。）により本事業を共同連帯して請け負う。

なお、この仮契約書は、岡山市議会の議決を経たときに本契約書としての効力を有し、改めて契約書は作成しない。また、岡山市議会で可決されず、この仮契約が本契約として成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより受注者に生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わない。

- 1 事業名 岡山市新庁舎周辺施設整備事業
- 2 履行場所 岡山市北区大供一丁目地内ほか
- 3 事業期間 議決の日から令和14年3月31日まで
- 4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金

この契約に係る契約保証の種類は、下記のうち とする。

- 契約保証の種類
- ①銀行等の金融機関の保証
 - ②前払金保証事業会社の保証
 - ③公共工事履行保証証券による保証
 - ④履行保証保険による保証
 - ⑤契約保証金の納付

- 6 前金払の有無 有り
- 7 契約不適合責任期間 2年
- 8 中間前金払又は部分払の有無 有り

この契約においては、下記のうち とする。

- ①中間前金払
- ②部分払（各年度1回以内）

ただし、②とした場合は、本約款第48条第3項から第5項までを削る。

9 特約事項

この契約においては、以下の各号を条件とする。

- (1)① この契約において、各会計年度における請負代金額の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）及び出来高予定額は次のとおりとする。

年度	支払限度額（税込）	出来高予定額（税込）
令和8年度	円	円
令和9年度	円	円
令和10年度	円	円
令和11年度	円	円

年度	支払限度額（税込）	出来高予定額（税込）
令和 12 年度	円	円
令和 13 年度	円	円

ただし、前会計年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

- ② 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(2)① この契約の前払金及び中間前払金については、本約款第 4 8 条中「契約書記載の工事目的物完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事目的物完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、本約款第 4 8 条及び本約款第 4 9 条中「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における本約款第 5 1 条第 1 項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- ② 9 (2)①の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、9 (2)①の規定による読替え後の本約款第 4 8 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度末までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

- ③ 9 (2)①の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで本約款第 4 8 条第 1 項に規定する保証期限を延長するものとする。この場合においては、本約款第 4 9 条第 3 項の規定を準用する。

(3)① この契約で部分払を選択した場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合は、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払（8 ②の回数に含まない。）を請求することができる。ただし、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- ② この契約で部分払を選択した場合において、部分払金の額については、約款第 5 1 条第 6 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 10 / 10 -$ （前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の支払部分払金額） $-$ {請負代金相当額（当該会計年度の出来高予定額を超過した部分がある場合はこれを除く。） $-$ 前会計年度までの出来高予定額 $-$ 出来高超過額} $\times$ （当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額）

(4) この契約で中間前金払を選択した場合においては、本約款第 4 8 条第 5 項の規定にかかわらず、中間前金払とともに、各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対して部分払をすることができるものとする。この場合において、年

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 10 / 10 - \text{前会計年度までの支払金額} - \{ \text{請負代金相当額 (当該会計年度の出来高予定額を超過した部分がある場合はこれを除く。) - 前会計年度までの出来高予定額} \} \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

- 仮契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自1通を保有する。

発注者 所在地 岡山市北区大供一丁目1番1号
商号又は名称 岡山市
代表者名 岡山市長 大森 雅夫 (印)

受注者 ○○○特定建設工事共同企業体
(代表者) 所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

岡山市新庁舎周辺施設整備事業 建設工事請負契約約款

目次

<u>第1条</u> （総則）	1
<u>第2条</u> （関連工事の調整）	2
<u>第3条</u> （統括責任者及び設計業務における管理技術者等）	2
<u>第4条</u> （設計業務）	3
<u>第5条</u> （工程表及び出来高予定額（請負代金額）内訳表）	4
<u>第6条</u> （契約の保証）	5
<u>第7条</u> （権利義務の譲渡等）	5
<u>第8条</u> （著作権の帰属）	6
<u>第9条</u> （著作物等の利用の許諾）	6
<u>第10条</u> （著作者人格権の制限）	6
<u>第11条</u> （著作権等の譲渡禁止）	6
<u>第12条</u> （著作権の侵害の防止）	6
<u>第13条</u> （一括委任又は一括下請負の禁止）	7
<u>第14条</u> （指名停止期間中の者等の下請負等の禁止）	7
<u>第15条</u> （再委任先又は下請負い先の通知）	7
<u>第16条</u> （受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務）	7
<u>第17条</u> （特許権等の使用）	8
<u>第18条</u> （監督員）	8
<u>第19条</u> （現場代理人及び監理技術者等）	9
<u>第20条</u> （工事監理業務）	9
<u>第21条</u> （地元関係者との交渉等）	10
<u>第22条</u> （土地への立ち入り）	10
<u>第23条</u> （履行報告）	10
<u>第24条</u> （措置請求）	10
<u>第25条</u> （工事材料の品質及び検査等）	11

<u>第26条</u> （監督員の立会い，工事記録の整備等）	11
<u>第27条</u> （支給材料及び貸与品）	12
<u>第28条</u> （事業用地の確保等）	12
<u>第29条</u> （入札説明書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）	13
<u>第30条</u> （条件変更等）	13
<u>第31条</u> （発注者による入札説明書等，技術提案書，又は設計図書の変更）	14
<u>第32条</u> （受注者による入札説明書等，技術提案書，又は設計図書の変更）	14
<u>第33条</u> （本事業の中止）	15
<u>第34条</u> （著しく短い工期の禁止）	15
<u>第35条</u> （受注者の請求による工期の延長）	15
<u>第36条</u> （発注者の請求による工期の短縮等）	15
<u>第37条</u> （工期の変更方法）	15
<u>第38条</u> （請負代金額の変更方法等）	16
<u>第39条</u> （賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）	16
<u>第40条</u> （臨機の措置）	17
<u>第41条</u> （一般的損害）	17
<u>第42条</u> （第三者に及ぼした損害）	17
<u>第43条</u> （不可抗力による損害）	17
<u>第44条</u> （請負代金額の変更に代える入札説明書等，技術提案書，又は設計図書の変更）	18
<u>第45条</u> （検査及び引渡し）	19
<u>第46条</u> （請負代金の支払い）	19
<u>第47条</u> （部分使用）	19
<u>第48条</u> （前金払及び中間前金払）	19
<u>第49条</u> （保証契約の変更）	20
<u>第50条</u> （前払金の使用等）	21
<u>第51条</u> （部分払）	21
<u>第52条</u> （部分引渡し）	22

<u>第 5 3 条</u> (第三者による代理受領)	22
<u>第 5 4 条</u> (前払金等の不払に対する事業中止)	22
<u>第 5 5 条</u> (契約不適合責任)	22
<u>第 5 6 条</u> (履行遅滞の場合における損害金等)	23
<u>第 5 7 条</u> (発注者の任意解除権)	23
<u>第 5 8 条</u> (発注者の催告による解除権)	23
<u>第 5 9 条</u> (発注者の催告によらない解除権)	24
<u>第 6 0 条</u> (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	25
<u>第 6 1 条</u> (受注者の催告による解除権)	25
<u>第 6 2 条</u> (受注者の催告によらない解除権)	25
<u>第 6 3 条</u> (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	25
<u>第 6 4 条</u> (契約が解除された場合等の違約金)	26
<u>第 6 5 条</u> (解除に伴う措置)	26
<u>第 6 6 条</u> (発注者の損害賠償請求等)	27
<u>第 6 7 条</u> (受注者の損害賠償請求等)	28
<u>第 6 8 条</u> (契約不適合責任期間等)	28
<u>第 6 9 条</u> (発注者によるモニタリング)	29
<u>第 7 0 条</u> (受注者によるモニタリング)	29
<u>第 7 1 条</u> (法令変更の通知の付与及び協議)	29
<u>第 7 2 条</u> (談合その他の不正行為の場合における賠償金)	30
<u>第 7 3 条</u> (火災保険等)	30
<u>第 7 4 条</u> (制裁金等の徴収)	31
<u>第 7 5 条</u> (あっせん又は調停)	31
<u>第 7 6 条</u> (仲裁)	31
<u>第 7 7 条</u> (情報通信の技術を利用する方法)	31
<u>第 7 8 条</u> (工事費支払報告)	31
<u>第 7 9 条</u> (補則)	31

岡山市新庁舎周辺施設整備事業 建設工事請負契約約款 別紙

目次

別紙 1	工事目的物（第 1 条第 4 項関係）	32
別紙 2	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更（第 3 9 条第 1 項から第 4 項関係）	33
別紙 3	主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更（第 3 9 条第 5 項関係）	34
別紙 4	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更（第 3 9 条第 6 項関係）	35
別紙 5	発注者によるモニタリング（第 6 9 条関係）	36
別紙 6	法令変更による増加費用・損害等の扱い（第 7 1 条関係）	38

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本約款に基づき、本事業に係る入札説明書等（本事業の入札説明書、要求水準書、要求水準書資料及び貸与資料をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（本約款、入札説明書等、入札説明書等に対する質問回答書、受注者が発注者に提出した技術提案書（以下「技術提案書」という。）の履行を目的とする請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、本約款、入札説明書等に対する質問回答書、入札説明書等、技術提案書、の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本約款、入札説明書等に対する質問回答書、要求水準書、入札説明書、現場説明書（要求水準書資料7）、技術提案書、要求水準書資料及び貸与資料、公共建築工事標準仕様書、及び岡山市土木工事共通仕様書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、技術提案書の内容が入札説明書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、技術提案書を入札説明書等より優先するものとする。
- 2 受注者は、入札説明書等及び技術提案書に示された受注者の行う業務（以下「各業務」という。）を行う。
- 3 設計業務は設計企業のうち設計業務を担当する企業が行い、受託者は設計図書（工事設計書、図面、仕様書をいう。以下同じ。）を完成させる。
- 4 建設業務は設計図書に基づき建設企業が行い、受託者は工事目的物（別紙1に規定する工事目的物。以下同様とする。）を完成させる。
- 5 受注者は、この契約に規定される工期内に第2項から前項の成果品（入札説明書等に規定される受託者が発注者に納品すべき書類、及び工事目的物。以下同様とする。）を完成し、発注者に引き渡すものとし、発注者はこの契約の請負代金（以下「請負代金」という。）を受注者に支払うものとする。
- 6 各業務の履行方法及び成果品を完成するために必要な一切の手段については、本約款、入札説明書等、及び技術提案書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 7 発注者は、その意図とする成果品を完成させるため、各業務に関する指示を受注者又は受注者の技術者等（第3条第1項、第19条第1項、第20条第1項に規定する者とする）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の技術者等は、発注者と当該指示に関する協議を行うものとし、当該協議において双方が合意した内容に従い業務を行わなければならない。
- 8 発注者及び受注者は、法令等に基づき秘密情報の開示が求められる場合、又は相手方の同意がある場合を除き、この契約の履行に関して知り得た相手方の秘密情報を自己の代理人、発注者が本事業のモニタリング支援業務を委託したコンサルタント及び法務アドバイザー又は税務・会計アドバイザー等、発注者にあつては本事業の履行にあたって支援を受ける者、受注者にあつては第15条に基づき本事業の一部を再委託した者以外の第三者に漏らしてはならない。
- 9 本約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 11 本約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 12 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、入札説明書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

- 1 3 本約款及び入札説明書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 1 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 1 5 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 1 6 この契約で別段の定めがある場合を除き、発注者は、この契約に基づくすべての行為を受注者の代表構成員（〇〇〇特定建設工事共同企業体を構成する構成員を代表してこの契約手続き等を行う企業●●●をいう。以下同様とする。）に対して行うものとし、発注者が当該代表構成員に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、受注者のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表構成員を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者が行う各業務及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（統括責任者及び設計業務における管理技術者等）

第3条 受注者は、この契約締結後速やかに、次の各号に掲げる者を入札説明書等及び技術提案書に定めるところにより配置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 統括責任者
- (2) 管理技術者（設計）
- (3) 照査技術者
- (4) 建築設計業務担当者
- (5) 造園設計業務担当者
- (6) 道路設計業務担当者

- 2 統括責任者は本事業の各業務を統括し、この契約を円滑に履行するための事業管理・各種調整・市との連絡窓口を担当する。
- 3 管理技術者（設計）は、この契約の履行に関し、本事業の設計の管理及び統轄を行う。
- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者（設計）に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、第1項各号の技術者等の業務内容が著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 7 受注者は、事故・病気等やむを得ない事由により、第1項各号の技術者等が長期間欠ける場合にあっては、速やかに新たな技術者等の配置を市に任意様式書類にて申請し、発注者の承諾を得なけ

ればならない。

8 受注者は、前項を除くやむを得ない事由により、第1項各号の技術者等の変更を希望する場合にあっては、速やかに新たな技術者等の配置に関する協議を市に任意様式書類にて申請しなければならない。発注者は同申請に真摯に対応するものとし、受注者との協議の場を設けなければならない。

9 前項の協議は、協議開始から14日以内に申請内容の採否を発注者が決定する。

(設計業務)

第4条 受注者は、この契約の定めるところに従い、入札説明書等及び技術提案書に基づき設計業務を行い、この契約の締結後速やかに設計業務に着手するものとする。

2 受注者は、入札説明書等及び技術提案書の定めるところに従い設計業務に必要な設計業務に係る調査業務を行うものとする。

3 受注者は、設計業務に着手するに当たり、入札説明書等及び技術提案書の定めるところに従い、入札説明書等及び技術提案書に定める書類を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。

4 受注者は、設計業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、第三者の商号及び住所その他発注者が求める事項を記載した書面を発注者に提出し、かつ、発注者から承諾を得るものとする。

5 受注者は、入札説明書等及び技術提案書の定めるところに従い、定期的に本事業の全般に関する調整事項に係る会議の企画運営、計画・報告書類の作成を行う。

6 発注者は、受注者に対し、設計業務の内容及び進捗状況に関して、受注者に対して随時に説明を求めることができるほか、計画書・報告書・その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。

7 受注者は、解体修正設計着手時、解体修正設計完了時、基本設計着手時、基本設計完了時、実施設計着手時、及び実施設計完了時の各段階において、発注者所定の様式により発注者に通知すること。また、設計図書が完成した場合、速やかに、入札説明書等の定める方法により設計図書を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、設計図書にかかる発注者の承諾を得る手続は、完成した設計図書から順次行うことができる。

8 発注者は、前項に基づいて提出された設計図書が以下のいずれかに該当する場合、当該設計図書の受領後14日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう受注者に対して通知することができる。

(1) 法令、本約款、入札説明書等及び技術提案書の水準を満たさない場合

(2) 法令、本約款、入札説明書等及び技術提案書の内容に適合していない場合

(3) 法令、本約款、入札説明書等及び技術提案書の内容を逸脱している場合

9 受注者は、前項の通知を受けた場合、速やかに当該箇所を是正するものとする。ただし、受注者が発注者の通知の内容に意見を述べ、発注者がその意見を合理的と認めた場合は、この限りでない。

10 前項の是正に要する一切の費用は、受注者の負担とする。ただし、当該是正を要する箇所が入札説明書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合、発注者の指示の不備・誤りによる場合その他の発注者の責めに帰すべき理由による場合、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が当該入札説明書等の記

載又は発注者の指示の不備・誤りが不相当であることを知りながら発注者に異議を述べなかった場合その他の受注者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき理由の看過の場合は、この限りでない。

- 1 1 第8項に基づいて受注者が是正を行った場合、受注者は、直ちに是正された設計図書を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。この場合、当該承諾手続は、第7項から前項までの例によるものとする。ただし、是正された設計図書が第8項第1号から第3号に該当する場合、第8項に掲げる14日以内の定めは適用せず、発注者は速やかに当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう受注者に対して通知することができる。
- 1 2 受注者は、設計図書が発注者により受領された後14日以内に発注者から第8項の通知（前項によって準用された場合を除く。）がない場合は、第7項の承諾がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。ただし、発注者は14日以内に通知を行うことが困難であることの合理的な理由がある場合においては、相当な期間、当該期限の延長を行うことができ、その場合、発注者はその旨受注者に通知するものとする。
- 1 3 受注者は、発注者による設計図書の承諾の日から7日以内に、次に着手すべき業務の着手届を発注者に提出しなければならない。
- 1 4 前項までの規定は、第31条、又は第32条、又は第44条に基づいて入札説明書等、技術提案書、又は設計図書を変更した場合に準用する。ただし、発注者が受注者に対して、前項の書類の提出が不要である旨を通知した場合はこの限りではない。

（工程表及び出来高予定額（請負代金額）内訳表）

- 第5条 受注者は、この契約締結後速やかに、入札説明書等及び技術提案書に基づいて本事業全体を対象とした全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は必要があると認めるときは、前項の工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
 - 3 受注者は、この契約後及び基本設計完了後速やかに、出来高予定額（請負代金額）内訳表を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、作成方法等は入札説明書等のほか、発注者及び受注者が協議のうえ、発注者が定める。
 - 4 発注者は必要があると認めるときは、前項の出来高予定額（請負代金額）内訳表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその説明や補足修正等を請求することができる。ただし、発注者は7日以内に請求を行うことが困難であることの合理的な理由がある場合においては、相当な期間、当該期限の延長を行うことができ、その場合、発注者はその旨受注者に通知するものとする。
 - 5 工程表及び（出来高予定額（請負代金額）内訳表）は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
 - 6 出来高予定額（請負代金額）内訳表には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
 - 7 本約款の規定により工程表又は設計図書が変更された場合、発注者が必要と認めたときは、発注者は、受注者に対して工程表、設計図書、出来高予定額（請負代金額）内訳表の全部又はいずれかの再提出を請求することができる。この場合において、発注者の請求後における発注者及び受注者の責務等は第1項から前項を準用する。

(契約の保証)

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び令第167条の13において準用する令第167条の10第1項の規定に基づき、発注者が別に定める低入札価格調査を実施する基準となる金額（以下「調査基準価格」という。）未満の額で申込みをした場合には当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるかどうかについて調査を実施すると発注者が定めた工事（以下「低入札価格調査対象工事」という。）の入札において、調査基準価格未満の額で落札者と決定された場合の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第66条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第1項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額に3割を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、受注者が、低入札価格調査対象工事の入札において、調査基準価格未満の額で落札者と決定された場合は、請負代金額の増額変更においては、保証の額を変更しないこととし、減額変更においては、受注者は、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果品並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第25条第2項の規定による検査に合格したもの及び第51条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の帰属)

第8条 成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28に定める権利を含む。）（以下、この条から第12条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従うものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第9条 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる成果品の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる成果品の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

- (1) 成果品が著作物又は建築の著作物に該当する場合においては、発注者の裁量により利用すること。
- (2) 成果品を利用して建築物を1棟（成果品が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。
- (3) 第1号の目的及び工事目的物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果品を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委任した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる工事目的物の利用を許諾する。

- (1) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (2) 工事目的物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第10条 受注者は、発注者に対し、成果品の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 成果品の内容を公表すること。
- (2) 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第11条 受注者は、成果品に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第12条 受注者は、その作成する成果品が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果品が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要

な措置を講ずるものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第13条 受注者は、各業務の全部若しくは成果品のうち主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する成果品に係る業務の履行を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（指名停止期間中の者等の下請負等の禁止）

第14条 受注者は、各業務の全部又は一部を発注者から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（再委任先又は下請負い先の通知）

第15条 受注者は、発注者に対して、各業務の一部を再委託又は再発注とする場合は、再委託先又は再発注先（以下「下請負人」という。）の商号又は名称その他発注者が必要と認める事項を直ちに通知しなければならない。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務）

第16条 受注者は、各業務を履行するために再委任契約又は下請負契約を締結する場合において、入札説明書等の規定の他、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「未加入業者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、発注者が指定した期限までに、当該未加入業者が下請負契約に基づく履行に着手する前に当該下請負契約を解除した事実を確認することができ書類を提出した場合は、本文の規定による義務に違反していないものとする。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じ、当該各号に定める場合は、未加入業者を下請負人とすることができる。

（1）受注者と直接下請負契約を締結する下請負人 発注者が指定した期限までに、当該未加入業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合

（2）前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該未加入業者を下請負人としなければ工事目的物の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が指定した期限（発注者が、受注者において確認書類を当該期限内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期限を延長したときは、その延長後の期限）までに、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 未加入業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、受注者が同号に定める期限内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該未加入業者と締結した下請負契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額
- (2) 未加入業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号イに定める期限内に確認書類を提出しなかったとき 当該未加入業者がその注文者と締結した下請負契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第17条 受注者は、特許権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を総称していう。以下同じ。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、入札説明書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第18条 発注者は、監督員を置いたときは、その職名、氏名及び有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。監督員又はその権限内容を変更したときも同様とする。

2 監督員は、本約款の他の条項に定めるもの及び本約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、入札説明書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の技術者等（第3条第1項、第19条第1項、第20条第1項に規定する者とする）に対する指示、承諾又は協議
- (2) 入札説明書等及び設計図書に基づく建設業務のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 入札説明書等及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、建設業務における施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- (4) 第2条に規定する関連工事の調整
- (5) 工期の延長についての受注者との事前協議
- (6) 第42条に規定する第三者に及ぼした損害及び第43条に規定する不可抗力による損害の調査
- (7) その他この契約に基づき受注者が行うべき業務の履行上必要な事項

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもって行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、本約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、入札説明書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合にお

いては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、本約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

7 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

8 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(現場代理人及び監理技術者等)

第19条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて履行場所に設置し、入札説明書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 監理技術者

(3) 主任技術者(解体撤去)

(4) 主任技術者(建築工事)(建築工事企業が2社以上の場合)

(5) 主任技術者(電気設備)

(6) 主任技術者(機械設備)

(7) 主任技術者(造園)

(8) 主任技術者(道路)

2 発注者は、前項各号の技術者の業務内容が著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 現場代理人は、この契約の履行に関し、履行場所に建設業務期間中は常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第24条第1項の請求の受理、第24条第2項の決定及び通知、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の建設業務に係る一切の権限を行使することができる。

5 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の履行場所における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事場所における常駐を要しないこととすることができる。

6 受注者は、第4項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

7 監理技術者は「統括責任者」及び「現場代理人」の一方又は両方を兼ねることができる。

(工事監理業務)

第20条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて履行場所に設置し、入札説明書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 管理技術者(工事監理)

(2) 工事監理担当者（建築、電気設備、機械設備）

- 2 受注者は、この契約の定めるところに従い、入札説明書等及び技術提案書に基づき工事監理業務を行う。
- 3 受注者は、工事監理業務に着手するに当たり、入札説明書等の定めるところに従い、入札説明書等及び技術提案書に定める書類を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- 4 受注者は、工事監理業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、第三者の商号及び住所その他発注者が求める事項を記載した書面を発注者に提出し、かつ、発注者から承諾を得るものとする。
- 5 受注者は、入札説明書等及び技術提案書の定めるところに従い、定期的に本事業の全般に関する調整事項に係る会議の企画運営、計画・報告書類の作成を行う。
- 6 発注者は、受注者に対し、工事監理業務の内容及び進捗状況に関して、受注者に対して随時に説明を求めることができるほか、計画書・報告書・その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。
- 7 発注者は、第1項の管理技術者又は工事監理担当者の業務内容が著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 8 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 9 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 10 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

- 第21条 この契約の履行における地元関係者との交渉等（住民運動や訴訟に対する対応も含む。）は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 受注者が履行する業務に起因して地元関係者への交渉等生じた場合、受注者が行うものとする。

(土地への立ち入り)

- 第22条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(履行報告)

- 第23条 受注者は、入札説明書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(措置請求)

- 第24条 第3条、第18条、第19条、第20条に定めるほか、発注者又は監督員は、受注者の業

務内容がこの契約、入札説明書等、及び技術提案書に照らし合わせ、著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第25条 工事材料の品質については、入札説明書等及び技術提案書に基づき受注者が設計図書で定め、発注者が承諾したものによる。

- 2 受注者は、入札説明書等において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、履行場所に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに履行場所外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い、工事記録の整備等)

第26条 受注者は、入札説明書等において監督員の立会いのうえ調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、入札説明書等において監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、第1項及び前項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて入札説明書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は施工を行うときは、入札説明書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第27条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質又は規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書に定めるところにより、事業の完成、入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(事業用地の確保等)

第28条 発注者は、事業用地を受注者が工事目的物の施工上必要とする日（入札説明書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。なお、現場事務所や作業員駐車場等、事業用地のほかに各業務の履行に事業用地以外の用地が必要な場合は受注者が当該用地を確保する。

- 2 受注者は、確保された事業用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事目的物の完成、入札説明書等の変更等によって事業用地等が不用となった場合において、事業用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の

所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、事業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(入札説明書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第29条 受注者は、工事目的物の施工部分が入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第25条第2項又は第26条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事目的物の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事目的物の施工部分が入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事目的物の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 第2項又は前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第30条 受注者は、各業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 入札説明書等及び入札説明書等に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 入札説明書等、技術提案書、又は設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 入札説明書等、技術提案書、又は設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 事業用地の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等について、入札説明書等、技術提案書、又は設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の事業用地が一致しないこと。
 - (5) 入札説明書等、技術提案書、又は設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、入札説明書等、技術提案書又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

号	訂正又は変更の内容	訂正又は変更の方法
(1)	第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し入札説明書等又は技術提案書又は設計図書を訂正する必要があるもの	入札説明書等については発注者が行い、技術提案書又は設計図書については、発注者が指示して受注者が行う
(2)	第1項第4号又は第5号に該当し入札説明書等又は技術提案書又は設計図書を変更する場合で工事の目的物の変更を伴うもの	入札説明書等については発注者が行い、技術提案書又は設計図書については、発注者が指示して受注者が行う
(3)	第1項第4号又は第5号に該当し入札説明書等又は技術提案書又は設計図書を変更する場合で工事の目的物の変更を伴わないもの	発注者と受注者とが協議して、要求水準書については発注者が行い、技術提案書又は設計図書については、発注者が指示して受注者が行う

- 5 前項の規定により入札説明書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者による入札説明書等、技術提案書、又は設計図書の変更）

第31条 発注者は、必要があると認めるときは、入札説明書等、技術提案書又は設計図書の変更内容を受注者に通知して、入札説明書等を変更し、又は受注者に技術提案書若しくは設計図書の変更を求めることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額（設計業務を除く）を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるときは、受注者が当該費用を負担する。

（受注者による入札説明書等、技術提案書、又は設計図書の変更）

第32条 受注者は、必要があると認めるときは、入札説明書等、技術提案書、又は設計図書の変更に係る協議を申し入れることができる。

- 2 発注者は、前項の申し入れを受理した場合は、その内容を真摯に検討し、必要に応じ協議に応じるものとする。
- 3 前項において、発注者が受注者の協議に応じる場合、第1項に規定する変更に係る費用は受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者が当該費用を負担する。なお、発注者と受注者の協議の結果、費用の変更を伴わない設計図書の変更を行う場合はこの限り

ではない。

- 4 前項の協議の結果は、受注者が変更申請理由、変更内容、変更費用、発注者の承諾理由等を変更協議録としてとりまとめ、発注者の承諾を受けること。

(本事業の中止)

第33条 事業用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは事業用地の状態が変動したため、受注者が各業務を履行できないと認められるときは、発注者は、本事業の中止内容を直ちに受注者に通知して、本事業の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本事業の中止内容を受注者に通知して、本事業の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、第1項又は前項の規定により本事業を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本事業の続行に備え事業用地を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本事業の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第34条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、本事業に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本事業の各業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第35条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に事業を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第36条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第37条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第35条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第38条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 本約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第39条 発注者又は受注者は、工期内でこの契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額のうち建設業務の請負代金額（以下「建設業務請負代金額」という。）が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（建設業務請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する建設業務請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。詳細は別紙2による。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前の第38条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、建設業務請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、第1項から前項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。詳細は別紙3による。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設業務請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、第1項から前項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。詳細は別紙4による。

7 第5項又は前項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定

める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項、又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第40条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第41条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他各業務の履行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第43条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第73条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第42条 各業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第73条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の場合、その他事業を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第43条 工事目的物の引渡し前に、天災等発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善

良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第73条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第25条第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第51条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える入札説明書等、技術提案書、又は設計図書の変更）

- 第44条 発注者は、第17条、第29条から第33条まで、第35条、第36条、第39条から第41条まで、前条又は第47条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書を変更することができる。この場合において、入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第45条 受注者は、本事業が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、入札説明書等に定めるところにより、本事業の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者が成果品の引渡しを申し出たときは、発注者は、第2項の検査によって本事業の完了を確認した後、直ちに成果品の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、成果品の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求できる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、成果品が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修正又は修補を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、成果品の修正・修補の完了を本事業の完了とみなして第1項から第5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第46条 受注者は、前条第2項（前条第6項後段の規定により適用される場合を含む。前条第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第47条 発注者は、第45条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第48条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事目的物完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを、発注者に対しに請求することができる。ただし、低入札価格調査対象工事の入札において、調査基

準価格未満の額で落札者と決定された場合の前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 受注者は、第51条の規定による部分払又は第52条第1項の規定により準用される第46条第1項の規定による部分引渡しに係る請負代金の支払いを請求した後にあっては、第3項の中間前払金の支払いを請求することができない。
- 6 受注者は、第3項の規定による中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 7 受注者は、当初の請負代金額の10分の2以上請負代金額が増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第50条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。ただし、第1項ただし書きに該当する場合においては、増額後の請負代金額の10分の2（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の4）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内とする。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、第1項ただし書きに該当する場合においては、減額後の請負代金額の10分の3（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の4）を超えるときとする。なお、本項の期間内に第51条又は第52条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第49条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければ

ならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第50条 受注者は、前払金を設計業務及び工事監理業務に係る費用、建設業務に係る費用の内、工事目的物の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料等に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、本事業の現場管理費及び一般管理費等のうち工事目的物の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(部分払)

- 第51条 受注者は、本事業の完了前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第25条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては入札説明書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）等に相応する請負代金相当額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中においてこの契約書に記載の回数以内とし、毎月1回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品等の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、入札説明書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、既済部分等を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、支払限度額以内とし、次の式により算定した出来高予定額内を基本として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≒

第1項の請負代金相当額×(10/10－前払金額/請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、次年度に部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第52条 工事目的物について、発注者が入札説明書等において各業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の各業務が完了したときについては、第45条中「本事業」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第45条第5項及び第46条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第46条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第46条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝

指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

(第三者による代理受領)

第53条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第46条（前条において準用する場合を含む。）又は第51条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する事業中止)

第54条 受注者は、発注者が第48条、第51条、又は第52条において準用される第46条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、事業の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が事業を中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が事業の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の事業の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第55条 発注者は、納品後又は引き渡し後の成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の

引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 第1号から第3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第56条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に本事業を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 第1項の損害金の額は、請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、控除すべき額を計算できないときは、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第46条第2項（本約款内で準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第57条 発注者は、本事業が完了するまでの間は、次条又は第59条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第58条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (2) 成果品が期限内に完成しないとき又は期限経過後相当の期間内に成果品の完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第3条第1項、第19条第1項、第20条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 契約の履行に当たり発注者若しくは監督員の指揮監督に従わないとき又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。
- (5) 正当な理由なく、第55条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、法令若しくは岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）又はこの契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第59条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、この契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 第1号から第6号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第61条又は第62条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的

あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注機関に届け出なかったとき。

(11) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(12) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

(13) 発注者から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第60条 第58条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第58条、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第61条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第62条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第31条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第33条の規定による工事目的物の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第63条 第61条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第61条、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第64条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 第59条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- (3) 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前号に該当する場合とみなす。
 - ア 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - イ 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - ウ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- (4) 第1号の場合（第59条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(解除に伴う措置)

第65条 発注者は、この契約が成果品の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物の出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第48条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第51条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第58条、第59条又は次条第3項によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金額の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第57条、第61条、又は第62条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき

損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が成果品の完成前に解除された場合において、事業用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、事業用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第58条、第59条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第57条、第61条、又は第62条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 成果品の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第66条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 期限内に入札説明書等及び技術提案書に基づく各業務を完了することができないとき。
 - (2) この成果品に契約不適合があるとき。
 - (3) 第58条又は第59条の規定により、成果品の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 第1号から3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額（受注者が、低入札価格調査対象工事の入札において、調査基準価格未満の額で落札者と決定された場合には、請負代金額の10分の3に相当する額とする。）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。
- (1) 第58条又は第59条（第13号を除く。）の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第1

54号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、控除すべき額を計算できないときは、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合(第59条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第67条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第61条又は第62条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第46条第2項(第52条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第68条 発注者は、引き渡された成果品に関し、第45条第4項又は第5項(第52条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 第1項及び前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等を行うことができる。

したときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された成果品の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者によるモニタリング)

第69条 発注者は、別紙5に規定するモニタリング対象に対しモニタリングを行う。モニタリングの結果、モニタリング対象が入札説明書等の内容を満たしていないと発注者が判断した場合は、別紙5に示す発注者によるモニタリング結果の区分及び受注者の対応内容等により、受注者に対し業務是正指示等を行う。詳細は別紙5に従う。

(受注者によるモニタリング)

- 第70条 受注者は業務内容・成果品に対して、成果品の納品前又は引渡し前を含む適切な時期に、定期的なセルフモニタリングを行う。
- 2 受注者はセルフモニタリングの実施方法、実施結果の報告方法、実施結果の評価方法並びに評価を踏まえた改善計画作成の手順、改善内容の経過観察方法等を含むセルフモニタリング計画書を契約後速やかに作成し、発注者の承諾をうけること。
 - 3 セルフモニタリング計画書は業務履行状況に合わせ随時改善し、実効性の高い内容とすること。

(法令変更の通知の付与及び協議)

- 第71条 受注者は、この契約締結日以後に法令が変更されたことにより、成果品について入札説明書等、技術提案書又は及び設計図書等に従い入札説明書等に規定する各業務を実施することができなくなった場合は、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、当該通知以後、この契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 発注者が受注者から前項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令変更に対応するために、速やかに成果品の内容、成果品の引渡予定日、要求水準書等の変更について協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に要求水準書等の変更について合意が成立しない場合は、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこ

れに従い本事業を継続する。

- 3 法令変更により、入札説明書等に規定する各業務につき受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙6に従う。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第72条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対しこの契約及びこの契約に係る変更契約による請負代金額（単価契約の場合は、支払金額）の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。この契約による工事目的物が完成した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者が独占禁止法第77条の規定により提起した抗告訴訟において訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。

3 受注者が共同企業体である場合は、第1項各号及び前項中「受注者」とあるのは、「受注者又は受注者の代表構成員若しくは構成員」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表構成員又は構成員であった者に第1項の規定による損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表構成員及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。

5 第1項の規定に該当する場合においては、発注者は契約を解除することができる。

(火災保険等)

第73条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を入札説明書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

第74条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第75条 本約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったとき、受注者が発注者の定めたものに不服がある場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による岡山県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、第3条第1項、第19条第1項、第20条第1項に規定する技術者又はその他受注者が工事目的物を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事目的物の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第24条第2項の規定により受注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第24条第2項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第76条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第77条 本約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(工事費支払報告)

第78条 受注者は、低入札価格調査対象工事の入札において、調査基準価格未満の額で落札者と決定された場合には、工事目的物の完成後に支払われた請負代金を受領した日から120日以内に工事費支払報告書及び添付書類を発注者に提出しなければならない。

(補則)

第79条 この約款に定めのない事項については、規則によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙 1 工事目的物（第 1 条第 4 項関係）

1. 工事目的物内訳

- (1) 庁舎前広場
- (2) 広場内建物
- (3) 大供公園
- (4) 周辺道路

別紙2 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更（第39条第1項から第4項関係）

1. 第39条第3項における物価指数等

一般財団法人建設物価調査会「建設物価 建築費指数」（岡山市：2015 基準）における「構造物平均（SRC）」、「構造物平均（RC）」、「構造物平均（S）」の工事原価のうち、本事業で整備する建築物の主たる構造種別の建築費指数を用いる。

2. スライド額の計算式

請負代金額を増額する場合（ $K_0 < K_1$ ）

$$S = P_1 \times \{(K_1 / K_0) - 1\} - P_1 \times 0.015$$

（万円未満切り捨て）

請負代金額を減額する場合（ $K_0 > K_1$ ）

$$S = P_1 \times \{(K_1 / K_0) - 1\} + P_1 \times 0.015$$

（万円未満切り捨て）

S : スライド額（税抜き）

P₁ : 変動前残工事代金額（税抜き）

K₀ : 公告した月の物価指数等

請負代金額変更の請求を再度行った場合は、直前の第39条に基づく請負代金額変更の基準とした日の属する月の物価指数等

K₁ : 請負代金額変更の請求があった日から起算して、14日以内に発注者と受注者が協議をして定める日の属する月の物価指数等。ただし、請求日の属する月の物価指数等を基本とする。

3. 変更後請負代金額の算定

$$\text{変更後請負代金額（税込み）} = \text{変更前請負代金額（税込み）} + \text{スライド額（税抜き）} \times (1 + \text{消費税及び地方税率})$$

4. 請負代金額変更時の設計図書の変更

実施設計完了時の設計図書にかかる第4条第7項における発注者の承諾後に、第39条第1項から第4項により請負代金額を変更する場合、物価指数等の変動を反映し設計図書を変更する。

別紙3 主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更（第39条第5項関係）

1. 第39条第5項（単品スライド条項）による請負代金額の変更の請求

請負代金額の変更は、実施設計完了時の設計図書にかかる第4条第7項における発注者の承諾日から、請求することができる。

2. 第39条第5項による請負代金額の変更額

請負代金額の変更額は、部分払いを行った出来高部分を除く特定の工事材料にかかる価格（材料価格）と当該工事材料にかかる受注者の購入価格との差額のうち部分払いを行った出来高部分を除く建設業務請負代金額の1,000分の10を超えた額を基本に、発注者と受注者が協議をして定める。なお、材料価格は、実施設計完了時の設計図書（設計図書を変更した場合は、変更後の設計図書）の工事材料の数量及び単価から算出する。

3. その他

第39条第5項の適用にあたって、別紙3に定めがない事項については、「令和4年8月 資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について お知らせ（令和4年8月12日 岡山市財政局 財務部監理検査課）」に基づく運用とし、岡山市の運用が変更となった場合は、変更後の岡山市の運用に従うこととする。

別紙4 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更（第39条第6項関係）

1. 第39条第6項により請負代金額の変更を請求した場合における、同条第7項による協議に用いる物価指数等

一般財団法人建設物価調査会「建設物価 建築費指数」（岡山市：2015 基準）における「構造物平均（SRC）」、「構造物平均（RC）」、「構造物平均（S）」の工事原価のうち、本事業で整備する建築物の主たる構造種別の建築費指数を用いる。

2. スライド額の計算式

請負代金額を増額する場合（ $K_0 < K_1$ ）

$$S = P_1 \times \{(K_1 / K_0) - 1\} - P_1 \times 0.01$$

（万円未満切り捨て）

請負代金額を減額する場合（ $K_0 > K_1$ ）

$$S = P_1 \times \{(K_1 / K_0) - 1\} + P_1 \times 0.01$$

（万円未満切り捨て）

S : スライド額（税抜き）

P₁ : 変動前残工事代金額（税抜き）

K₀ : 公告した月の物価指数等

請負代金額変更の請求を再度行った場合は、直前の第39条に基づく請負代金額変更の基準とした日の属する月の物価指数等

K₁ : 請負代金額変更の請求があった日から起算して、14日以内に発注者と受注者が協議をして定める日の属する月の物価指数等。ただし、請求日の属する月の物価指数等を基本とする。

3. 変更後請負代金額の算定

$$\begin{aligned} \text{変更後請負代金額（税込み）} = & \text{変更前請負代金額（税込み）} + \\ & \text{スライド額（税抜き）} \times (1 + \text{消費税及び地方税率}) \end{aligned}$$

4. 請負代金額変更時の設計図書の変更

実施設計完了時の設計図書にかかる第4条第7項における発注者の承諾後に、第39条第6項により請負代金額を変更する場合、物価指数等の変動を反映し設計図書を変更する。

別紙5 発注者によるモニタリング（第69条関係）

1. 発注者によるモニタリング対象及び方法

によるモニタリング対象及び方法は以下の内容を基本とする。

区分1	区分2	モニタリング対象	モニタリング方法
定期モニタリング	書類等	打合せ資料，報告書等	受注者との定例会資料，受注者の提出する報告書等と入札説明書等及び技術提案書との整合性を確認する
	工事現場	工事現場の安全管理，施工状況等	工事現場を巡回し，入札説明書等及び技術提案書との整合性を確認する
不定期モニタリング	業務姿勢，体制等	業務姿勢，体制等	業務履行状況と入札説明書等及び技術提案書との整合性を確認する
	その他	上記以外の全て	生じた事象を入札説明書等及び技術提案書に照らし合わせ，必要な手続き等を行う

2. 発注者によるモニタリング結果の区分及び受注者の対応内容

発注者によるモニタリング結果の区分は以下の内容を基本とする。なお，受注者の対応内容は以下を基本とするが，発注者の指示等により決定する。

区分	内容	受注者の対応内容
指示等	本約款に示す指示等を指す。	発注者の指示等に従う。従うことが合理的ではないと主張する場合は発注者と協議を行う。協議方法，協議結果に基づく対応は本約款に従う。
業務是正指示	受注者の業務内容が入札説明書等及び技術提案書の内容を満たさない恐れがあると発注者が合理的に判断した場合，書面にて受注者に通知する。	受注者は業務改善計画書を作成し，業務是正指示を受領した日から14日以内に発注者に提出・承諾を得る。
業務是正勧告	業務是正指示を複数回通知したにもかかわらず，受注者の業務内容等が改善されない，又は受注者の業務内容が入札説明書等及び技術提案書の内容を満たしておらず，受注者に帰責事由があると発注者が合理的に判断した場合，書面にて受注者に通知する。	受注者は業務是正勧告を受領した場合，勧告対象の原因，実効性ある再発防止策，性能・仕様を担保する代替策等を含む業務改善計画書を作成し，業務是正勧告を受領した日から14日以内に発注者に提出・承諾を得る。
業務対価減額通知	業務是正勧告を通知してもなお，業務の改善が見られず，又は入札説明書等及び技術提案書の内容を満たすことが不可能であると発注者が合理的に判断した場合，書面にて通知する。なお，発注者は本通知を発出する前に，適切な期間を設け，受注者に対しヒアリングを行う。	業務対価減額通知に示される手続き・ヒアリング期間等に従い，業務対価の減額

3. 発注者による業務対価の減額方法

(1) 減額金額の設定方法

発注者による業務対価減額通知のうち、内容は、「業務是正勧告を通知してもなお業務の改善が見られず、又は入札説明書等の内容を満たすことが不可能であると発注者が合理的に判断」した対象業務を発注者が整理のうえ、減額金額を発注者が設定する。なお、減額金額の設定にあたって、発注者は適切な期間を設け、受注者に対しヒアリングを行う。

受注者は発注者の通知する減額金額が合理的ではないと判断する場合は、発注者に対し本約款を準用し、協議を申し入れることができる。発注者は同申入れに誠実に対応する、協議開始から 30 日以内に減額金額が定まらない場合は、発注者が減額金額を決定し、受注者に通知する。

(2) 業務対価の減額方法

業務対価の減額は、この契約の変更契約によって行うものとし、変更契約が本契約として成立するための要件はこの契約と同様とする。受注者は、発注者から業務対価減額通知を受領した場合は、本約款を準用し、変更契約に向け誠実に対応するものとする。

別紙6 法令変更による増加費用・損害等の扱い（第71条関係）

法令の変更により受注者に生じた増加費用及び損害のうち、以下の1～3のいずれかに該当する法令の変更により生じた増加費用及び損害であって合理的と認められる範囲のものについては発注者が負担し、それ以外については受注者が負担する。

1. 本事業又は発注者が所有する工事目的物の設計、建設に、特別に又は類型的に影響を及ぼす法令の新設・変更
2. 前号に該当せず、工事目的物の設計、建設に影響を及ぼす法令の新設・変更であり、これに伴う受注者による増加費用の発生を合理的に期待できないと認められる場合
3. 消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）